

職員の処分について

本日、次のとおり2件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の不適切な事務処理

(1) 職 員 保健福祉局 課長 (40代)

(2) 処分の内容 停職3月及び分限降任 (課長から係長へ)

(3) 処分事由

当該職員は、自らの事務処理の懈怠により、成果物の納品を受けていないにもかかわらず、支出関係書類を自ら作成した上で、契約代金を事業者へ支払ったもの。

(4) 関係職員の処分

① 部長級職員 (当時：保健福祉局 部長)

処分の内容：戒告

処分事由：部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

② 係長級職員 (当時：保健福祉局 課長)

処分の内容：戒告

処分事由：部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

③ 係長級職員

処分の内容：嚴重注意

処分事由：支出に際し、適切な対応を取らなかったもの。

2 職員のハラスメント行為

(1) 職 員 博多区 係員 (20代)

(2) 処分の内容 減給 (1/10) 1月

(3) 処分事由

当該職員は、令和2年4月頃から、職場の同僚に対し、職場のパソコンを利用して、説教文等の執拗な送付、業務とは無関係な生活態度の指導や資料の押し付け等を継続的に行っていたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 係長級職員

処分の内容：文書訓戒

処分事由：部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 八尋

人事第2係長 三坂

電話：711-4121 (内線1351)